

九州大学六本松キャンパス跡地の売却予定者決定

概 要

九州大学は、伊都キャンパスに移転が決定している六本松キャンパス跡地の売却先について、福岡市において策定された「九州大学六本松キャンパス跡地利用計画」の具体化を前提にした良好なまちづくりを早期に実現するために、福岡市等と協議を重ねた結果、「独立行政法人都市再生機構」を売却予定者とすることに決定しました。

■背 景

九州大学六本松キャンパスについては、福岡市において平成19年5月に跡地利用の基本的な方向性を示す指針として、「九州大学六本松キャンパス跡地利用計画」（以下「跡地利用計画」という。）が策定され、これまで「跡地利用計画」の具体化のため福岡市等と協議を進めてまいりました。

その中で、福岡市のまちづくり構想として「跡地利用計画」に予定されている高等裁判所が移転した後の跡地についても一体的な整備を進めることが必要であることが明らかになりました。

このため、六本松キャンパス跡地の処分にあたっては、跡地を含めた福岡市の良好なまちづくりにも配慮すべきであり、跡地利用計画の方針を実現できる事業者に売却を行うことが重要であると考えます。

跡地のまちづくりは大規模かつ複合的な事業であり、地域の方々からも具体的なまちづくりの検討のため、早期に事業者を決定することを要望されていることから、このたび売却予定者を決定することとしました。

■内 容

売却予定者の選定にあたり福岡市等と協議を重ねる中で、福岡市から本学に対して、六本松キャンパス跡地と高等裁判所跡地を一体的に整備できる事業手法を有する独立行政法人都市再生機構を処分先としてほしい旨の要請がありました。

本学は、これらの状況を勘案して、跡地を含めた福岡市の良好なまちづくりに資するため、独立行政法人都市再生機構を売却予定者として決定しました。

■今後の展開

国立大学法人法第31条に基づく中期計画「重要な財産を譲渡する計画」の変更について、文部科学大臣へ認可申請を行います。認可を受けた後、平成21年度中に土地売買契約の締結及び引渡しを行う予定です。今後、福岡市及び独立行政法人都市再生機構を中心として、地域や関係機関と具体的なまちづくりについて協議が行われていきますが、本学としても引き続き連携を図り、跡地の良好なまちづくりを目指します。

【お問い合わせ】

財務部経営企画室 武井、井上
電話：092-642-7081
FAX：092-642-2169
Mail：zaszaisen@jimu.kyushu-u.ac.jp